

# 補助金・交付金制度のあり方

晴佐久 浩司

平成21年8月衆議院選挙で、民主党は国民の生活が第一というマニフェストを掲げ圧勝し政権交代が起こった。ここには5つの約束の1つとして地域主権が謳われ、地方の自主財源を大幅に増やすとされていた。その後、地方分権改革推進法を踏襲し、同年11月に地域主権戦略会議が新たに設置され、翌年6月に地域主権戦略大綱、12月に地方分権改革推進計画が閣議決定された。また、平成23年度より一括交付金制度が開始され、地方自治体の裁量により地域の実情に即した事業が実施されることとなった。

地域主権改革は着実に進んでいるかに映るが、義務付け・枠付けの見直しにより法律改正されたのは改善勧告の一部で、地方自治体への権限委譲は半数近くで結論が得られていない。一括交付金にしても予算は十分と言えず、事業メニューが限定されているため地方自治体の裁量の余地は小さい。一括交付金化とは別に、地方自治体を介さずに実施主体へ直接補助する事業(空飛ぶ補助金)が導入され、地方自治体の政策的関与が及ばないケースもある。

ここまで地方の観点から述べたが、翻って地域主権改革とは何か。地域主権改革とは、地域主権戦略大綱にて「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と定義されている。前段は現行の地方自治法に規定されている事項で、後段こそが実現すべき理念であろう。補完性の原理に基づき国と地方の役割分担の明確化を前提として、地方自治体に取り組むべき課題はいかに地域住民が自ら考え主体的に行動しうるかの方策を具体化していくことであろう。

そもそも、交付金を含めて国による補助金等は、個別具体的な事務や事業に要する経費の一部として地方公共団体等へ交付されるもので、従来から国の特定目的と地方の自主性との調和を図りつつ執行されている。地方公共団体へ財源委譲されても原資が国民から徴収される租税である以上、国民全体の利益のために使用すべきであることに変わりなく、国の目的に近い施策をとらざるを得ないのではなかろうか。どちらが主導権を握るかという短絡的な思考ではなく、国と地方の対等なパートナーシップの関係のもと、住民自治の確立に向けて最も効率的・効果的な方策を検討すべきである。

補助金等制度のあり方として、改善案を3点あげさせて頂く。

①採択主義から成果主義へ

事業の費用対効果を最大化するには、予算の適正な執行によりコストを縮減し、実施主体の裁量により現場に即したやり方で効率的に実施することである。そのためには、いわゆる仕様設計ではなく性能設計の考え方にに基づき、採択時の詳細計画よりも事業完了時の成果を重視するよう補助事業を制度設計すべきである。

②積極的な住民参画へ

住民の福祉を増進するために行政機関は種々対策を講じているが、住民自身により対応できる課題も数多く存在している。これらの課題解決に向けて住民自治の観点から、自治会等の住民組織が提案する事項を事業化することや、既存事業への積極的な住民参画について検討すべきである。

③部分最良から全体最適へ

政策目的は、幾つかの施策が複合的に機能して始めて達成されるものである。事業毎の詳細な制度設計に加え施策全体をパッケージ化し、各事業で対応できない点をそれぞれ補完できるよう体制を整備すべきである。

最後に、補助事業を担当する者として、公益性・公平性に配慮しつつ地域課題を克服するという観点から、引き続き現場主義で事業を推進していきたい。